

【重要事項説明書】

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 042-788-3302

午前8時30分～午後5時30分（営業時間）

2 デイサービスふれあいルームの概要

（1）提供できるサービスの内容および地域

事業所名	デイサービスふれあいルーム
サービス内容	通所介護（通常規模型） 1単位（30名） （国基準型指定第1号通所事業）
所在地	〒194-0005 東京都町田市南町田3-43-1
介護保険事業者番号	1373204963
サービスを提供する地域	町田市・横浜市瀬谷区・大和市・相模原市

（2）事業所の職員体制

	常勤	非常勤	備考
管理者	1		介護職員初任者研修
生活相談員	7(※7)		介護福祉士6名 社会福祉主事任用資格3名 ※介護職(6名)、事務(2名)兼務
従事者			
看護職員	※1	※2	看護師2名、准看護師1名 ※機能訓練指導員兼務
機能訓練指導員	※1	※2	※看護職員兼務(3名)
介護職員	9(※6)	2	介護福祉士9名、介護職員初任者研修2名、 ※生活相談員(6名)、事務(1名)兼務
事務	※2		※生活相談員(2名)と介護職(1名)兼務

○ ※については兼務（ ）内は兼務で内数

○ 職員の人数は令和6年4月1日現在のものです。

(3) 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日及び祝祭日（年末年始を除く）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

3 サービスの概要

8時30分	送迎開始	
9時30分～	到着された方から順に、健康チェック・お茶の時間	・持参薬の確認 ・連絡帳の確認
10時00分～	朝のあいさつ 体操・ゲーム・機能訓練などお客様の状況にあわせ開始	・入浴開始（希望者） ・適時トイレ誘導
11時45分～ 午後0時30分	昼食・休憩・歓談 口腔ケア	・持参薬投薬
午後1時～	ゲーム・歌・趣味活動・機能訓練など（利用者の状況にあわせて）	・午睡（状態により） ・入浴開始 ・適時トイレ誘導
午後2時45分 ～	お茶会・レクリエーション	・適時トイレ誘導 ・連絡帳記入
午後4時40分 ～	送迎開始	・持ち物確認・車に誘導

4 利用料金

(1) 利用料

- ① （介護予防）介護保険を利用される場合は、定められた給付額の1割又は2割又は3割を負担していただきます。ただし、介護保険の給付限度額を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。
- ② 自費でサービスを利用される場合は、給付額相当の金額を全額自己負担していただきます。
- ③ 食費（おやつ代を含む）の他、個別的な趣味活動で使用された材料費やご使用になられた衛生材料などは、実費負担となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域以外の利用者の交通費の負担につきましては、都度協議の上決定させていただきます。

(3) キャンセル料（介護予防通所介護は対象外です。）

- ① 利用日の前営業日の午後5時までに、キャンセルのご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は無料となります。
- ② キャンセルのご連絡がない場合は、介護給付額の1割の金額をキャンセル料としてご請求させていただきます。
- ③ ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事情と判断される場合は、キャンセル料はいただきません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

通所介護サービス契約書締結日以降にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービス終了希望日の7日前までに文書にてお申し出ください。
- ② 契約書第10条の事由により解約となった場合サービスは終了します。

6 当社の通所介護の特徴など

(1) 運営の方針

- ① 経験を積んだ職員が、利用者の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活が営むことが出来るよう、親身になって通所介護のサービスを提供します。
- ② 認知症介護研修修了者も勤務しておりますので、安心してサービスをご利用いただけるように心がけます。また、ご家族からの相談にも対応いたします。
- ③ 疾患を治療中のお客様には、医療との連携を図り、安心して過ごして頂けるようなサービスを提供します。
- ④ サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(2) サービス利用のために

- ① 当日の交通事情により、お迎えの時間が変更となる場合があります。送迎担当者から電話連絡をさせていただきますので、できるだけ室内でお待ちください。
- ② お薬の管理を希望される方は、職員が管理しますのでお申し出下さい。
- ③ 利用者には「連絡帳」を用意させて頂いております。(有料)
- ④ 入浴や機能訓練を希望された場合、かかりつけ医の指示を確認させていただくことがあります。
- ⑤ 利用者の容態の急変などが生じた場合はご家族に連絡し、当日のサービスを終了させて頂くことがあります。

7 業務継続計画の策定など

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対して、業務継続計画について周知し、定期的に研修及び訓練を行います。
- ② 業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のために、体制を整備して次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、連絡をいたします。

か つ か け り 医 師	医療機関名	電話番号	— —
	氏名		
家 族	氏名 続柄	電話番号	— —
		携帯	
そ の 他	氏名 続柄	電話番号	— —
		携帯	

10 サービス内容に関する苦情

- ① 当社お客様相談・苦情担当

- ・室 長 羽生 佳史（苦情解決責任者）
- ・生活相談員 箕輪 菜緒、森 繭子、高橋 真希、阿部 春代
齋藤 美代子、馬渡 和明、安田 恵美
（以上、苦情受付担当者）

電話番号 042-788-3302

- ② その他

当社以外に区市町村の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

行政区	担 当	電話番号
町田市	介護保険課	042-724-4366
瀬谷区	サービス課	045-367-5714
大和市	介護保険課	046-260-5669
相模原市	介護保険課	042-769-8321

11・第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

12・当社の概要

名 称	医療法人社団 芙蓉会
代 表 者	理事長 四ヶ所 大
本社所在地 電話番号	〒194-0005 東京都町田市南町田3-43-1 TEL:042-795-2631
法人の事業	(東京都町田市内) 医療療養型医療施設・介護医療院の運営 有料老人ホーム・特定施設入居者生活介護の運営 認知症対応型共同生活介護の運営 短期入所生活介護の運営 居宅介護支援事業所の運営 (千葉県君津市内) 医療療養型医療施設の運営 介護老人保健施設の運営 その他これに付随する業務

平成27年4月施行、平成28年7月1日改訂、平成28年7月18日改訂、
平成29年11月1日改訂、平成30年4月1日改訂、令和元年5月1日改訂、
令和2年4月1日改訂、令和2年9月17日改訂、令和3年4月1日改訂
令和4年6月1日改訂、令和5年3月1日改訂、令和5年11月1日改訂
令和6年4月1日改訂、

年 月 日

通所介護サービス提供にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

法人	医療法人社団 芙蓉会
所在地	東京都町田市南町田3-43-1
事業所	デイサービスふれあいルーム
説明者	印

私は契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

住所	
氏名	印

代理人

住所	
氏名	続柄 印 ()